

## 2026年度一宮市幼児環境教育推進事業実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、将来の担い手である子どもたちがさまざまな体験や活動を通じて、人間と環境との関わりやいのちの大切さについて学ぶことで、地球温暖化等の環境問題について考えるきっかけとなることを目的とする幼児環境教育推進事業（以下「本事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

**第2条** 本事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 一宮市内の保育園、幼稚園、認定こども園（以下「保育園等」という。）において実施する環境教育に係る講師（以下「講師」という。）の紹介
- (2) 予算の範囲内における講師への謝礼金の支払（以下「謝礼金支払」という。）

(謝礼金支払対象活動)

**第3条** 謝礼金支払の対象となる活動は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 実施日は、2027年2月末日までであること。
- (2) 活動時間は、45分以上であること。
- (3) 内容は、地球温暖化防止、生態系・生物多様性、ごみ減量・リサイクルその他環境に関することであること。

(謝礼金支払額)

**第4条** 謝礼金支払の額は、1万円(源泉徴収税を含む。)を上限とする。ただし、謝礼金支払の額が1万円未満の場合は、その額(源泉徴収税を含む。)とする。

(謝礼金支払の申請)

**第5条** 謝礼金支払を希望する保育園等は、謝礼金支払の対象となる活動の実施前に、一宮市幼児環境教育推進事業活動実施申請書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、一宮市（以下「市」という。）に提出しなければならない。

- 2 謝礼金支払を希望する保育園等は、前項の規定のほか、市が別に指定する方法により、提出することができる。
- 3 第1項又は第2項に規定する提出は、1保育園等につき年1回限りとする。

(謝礼金支払の決定及び通知)

**第6条** 市は、前条第1項又は第2項に規定する提出があった場合は、その内容を審査し、謝礼金支払の可否を決定する。

- 2 市は、謝礼金支払の申請のあった保育園等に、謝礼金支払の可否について通知する。
- 3 謝礼金支払の対象となる活動を実施する保育園等（以下「第一種活動実施園」という。）は、謝礼金支払決定日以後に実施することができる。

(計画変更等)

**第7条** 第一種活動実施園は、謝礼金支払の決定を受けた後において当該活動に係る申請内容を変更し、又は活動を中止しようとするときは、速やかに一宮市幼児環境教育推進事業活動実施変更届(第2号様式)を提出しなければならない。この場合において、計画変更により謝礼金支払の額を増額することはできない。

2 第一種活動実施園は、前項の規定のほか、市が別に指定する方法により、提出することができる。

(実績報告)

**第8条** 第一種活動実施園又は第2条第1項に規定する事業により紹介された講師により活動を行ったが謝礼金支払の申請をしていない保育園等(以下「第二種活動実施園」という。)は、活動終了日から10日以内に次に掲げる書類を添付し、一宮市幼児環境教育推進事業活動完了報告書(第3号様式)を市に提出しなければならない。ただし、活動終了日から10日を経過する日が閉庁日の場合は、それ以降直近の開庁日までに提出しなければならない。

(1) 活動の写真

(2) 活動の周知を行ったことがわかる園だより又はそれに準ずるもの

(3) 第一種活動実施園は、講師の口座を記した振込依頼書(第4号様式)。ただし、本事業で紹介した講師による活動の場合は、要しない。

(4) 前3号に掲げるもののほか市が必要と認める書類

2 第一種活動実施園又は第二種活動実施園(以下「活動実施園」という。)は、前項の規定のほか、市が別に指定する方法により、提出することができる。

(謝礼金支払)

**第9条** 市は、前条の規定による報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、その報告に係る活動の成果が謝礼金支払の決定に適合すると認めるときは、講師に対し、第4条に規定する額を支払うものとする。

(謝礼金支払の決定の取消し等)

**第10条** 市は、第一種活動実施園又は講師が、次の各号のいずれかに該当する場合は、謝礼金支払の決定を取り消し、その支払額の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により支払を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴対法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と緊密な関係を有するものであることが判明したとき。

(協力)

**第11条** 市は、活動実施園に対し、環境教育に関する調査を行うことができる。

2 活動実施園は、市が前項の調査を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

(雑則)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市が別に定める。

**付 則**

この要綱は、2025年4月1日から施行する。

**付 則**

この要綱は、2026年4月1日から施行する。